



島教協

《 すべては「子供たちのために」 》 情 報

http://
www.kyougikai.org

E-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 石原康博 編集人 吉田 修 No.610

教育研究全国大会 香川大会



八月八日(土)、
九日(日)、香川県
のサンポートホール
高松にて、全国教育
研究大会が開催され
た。島教協からは、
出雲市立塩治小学校
の勝部富士子教諭
が、教科指導(国語
科学習)について提
案発表を行った。
その後活発な研究
協議が行われた。豊かな言語活動とはその質を高め
ることであること、そのためには学習の中に適切
なテーマの設定が必要であること、よい聞き手の
育成も大切であること、漢字力や語彙力など基本
的な力の習得が基盤となること、お手本となる本
物に多く触れる活動を意図的に行わなければなら
ないこと、など貴重な意見と具体的な実践例がた
くさん出され、大いに参考になった。

大会二日目には、全体会と記念講演が行われ
た。開会行事には山内俊夫文部科学副大臣をはじ
めたくさんの国会議員や関係機関の方々が臨席さ
れ、全日教連の活動に力強いエールを送ってくだ
さった。
なお、来年
度の教研大会
は栃木県で行
われる予定で
ある。

新規加入!

ありがとうございます!

内部 礼子さん(乙立幼)

梶谷 恭子さん(稗原幼)

記念講演 桑田真澄氏 努力と試練



八月九日(日)の記念講演は、桑田真澄氏が「夢への挑戦、そして実現へ」という演題で、厳しい野球の世界で、何を考え、どう行動してきたのか熱く語られた。
輝かしい成績を残され、常に栄光と賞賛の中にいた桑田選手だが、実は挫折の連続であったという。
小学校入学当初から勉強について行かず、上級生からのいじめで少年野球をやめ、清原選手などチームメイトとの体格差や厳しい練習にPLからの転校を母に願ったことなどの辛い体験があり、それらを乗り越える中で掴んだ「努力」の大切さを話された。

桑田選手の努力は二種類、表の努力と裏の努力。表の努力はランニングや筋トレ。これで野球がうまくなる。裏の努力はいくらやっても野球はうまくなる。それは分かっていたが、中学時代に努力の良さを知った桑田選手が行った裏の努力とは、トイレ掃除、雑草取り、挨拶、返事、靴揃え。これを一日五分、できるだけ人に見られないように、高校の三年間毎日続けたそうである。
プロになるとさらにすごい選手達が相手となり、挫折があったが、ここで出会ったのが「試練」という言葉。表の意味は辛い苦しい悲しいだが、裏の意味は「鍛錬して試合で試す」つまり挑戦だと捉え、事実挑戦し続けられ大きな怪我也乗り越え、メジャーへの夢も果たされた。
現在は自分のチームも持つて子ども達を指導しておられるが、全員分けて隔てなく同じメニューを与え、たとえ下手でも、まだコツを掴んでないだけで、これから掴むんだから人と比較するなという、どの子ども大切にする指導は教職員である我々に通じる話だった。
また、本物に触れることも大切ということで、実際に使っていたグローブやPL、ジャイアンツ、パイレーツでのユニフォームを会場に回してくださった。



教職調整額

現在、文科省の中教審では、「教職調整額制度の見直し」について議論されています。「教職調整額」とはどんなものなのかまとめてみました。

教職調整額とは

教員の勤務態様の特殊性を踏まえた処遇として支給されています。勤務態様の特殊性とは、修学旅行や遠足などの学校外の教育活動や、教材研究や授業準備、児童・生徒の評価等勤務時間外にも継続する職務があることを指します。そのため教員には、一般行政職と同じような勤務時間の管理はなじまないとして、時間外勤務手当を支給しない代わりに、教職調整額を本給として一律4%支給されることとなったのです。本給とみなすため、期末・勤勉手当、退職手当にも反映されます。

話し合われていること

中央教育審議会では、教職調整額を廃止して、個人の実情に応じて、時間外勤務手当を導入するべきではないかという議論がされています。

問題点

毎日遅くまで学校に残って仕事をしている先生方は多いと思います。残業手当が付いたらなあと思うこともあるかもしれません。

しかし、残業手当を付けようとする、当然その残業が業務上必要なものかどうか誰かが判断しなければなりませんし、誰がどれだけ残業したのかを適正に管理しなければなりません。

それに、教職員の勤務は時間で区切ることができるものではありません。勤務時間外に実施した生徒指導や家庭訪問、地域の行事への参加、持ち帰り業務についても時間外手当を支給することが可能と言えるでしょうか。休日に学校に来て仕事をした場合、休日出勤として休日給を支給できるでしょうか。

また、どこの企業でも時間外勤務手当には上限が設定されています。多くのサービス残業が発生することは目に見えています。

さらに、教職調整額は期末・勤勉手当や退職金等にも反映するのに対し、時間外勤務手当は月ごとに付くだけで、それらには反映しません。

島教協の考え

教職調整額制度は、職務命令などなくても、自主的に子ども達のために仕事をする、その献身に報いるための制度だと言えます。40年以上前にできた制度ですが、非常によくできた制度です。

ところで、この4%という数字ですが、昭和41年に実施された教員勤務実態調査で、超過勤務時間は8時間相当だということから、教職調整額が4%と決定しました。しかし、そのころと現在とでは勤務実態が大きく変わってきています。平成18年度に実施された教員勤務実態調査では超過勤務時間が約34時間相当にもなり、これは教職調整額17%に相当します。

ですが、現実的には学校間及び校務分掌等により教員間で担う職務の軽重を考慮すると、教員一律に支給される教職調整額は12%が妥当だと考えます。

ですから、島教協では、以上のことから、時間外勤務手当を導入するのではなく、教職調整額を一律12%に増額するよう全日教連と連携して、要望していきます。

結論は今年度中に出る予定です。